

新型コロナウイルス感染症の影響により 市税の納付が困難な方へ

納税の猶予（換価の猶予）についてのご案内

納税猶予の特例措置については、令和3年2月1日までに納期限が到来する市税をもって終了しておりますが、市では引き続き下記の期間に納期限が到来する市税について、納税の猶予（換価の猶予）を受け付けます。

新型コロナウイルス感染症により、一時に納付が困難な場合は、電話でお問い合わせください。

対象税目

令和3年2月2日～3月31日までに期限の到来する市税
(令和2年度固定資産税4期、令和2年度国民健康保険税8・9期 等)

対象となる方

下記1・2のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- 1.納税に対して誠意が認められる。
- 2.新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することが事業の継続、生活の維持を困難にすると認められる。

猶予期間

原則1年以内

(注)猶予期間内中であっても、事業や生活の状況に応じて、分割納付など計画的に納付していただくことも可能です。

受付期限

令和3年3月31日

利用方法

電話による聞き取りにより受け付けます。お手元に、下記の書類を用意してお電話ください。

(用意可能な範囲で結構です)

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を受けたことがわかる書類（月次収支明細書、決算書、給与明細等）
- ・半年程度の運転資金額・生活費・臨時支出額がわかるもの
- ・預貯金等の資産状況のわかるもの
- ・税務署等の他団体で猶予を受けた許可通知書（概ね3か月以内のもの） など

提出必要書類については、郵送・FAX・メールでご提出いただきます。（別途依頼させていただきます）

注意点

猶予する税額、猶予期間、損失の程度によっては、担保・延滞金が必要になる場合があります。

連絡先

豊岡市役所 市民生活部 税務課 収税係

TEL 0796-23-1118 Fax 0796-0796-23-1441 ✉zeimu@city.toyooka.lg.jp